

令和6年(ワ)第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外14名

被告 株式会社神戸製鋼所 外9名

令和7年(ワ)第4373号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外1名

被告 株式会社神戸製鋼所 外9名

準備書面(5)

令和8年4月2日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社神戸製鋼所訴訟代理人

弁護士 植村公彦

同 越本幸彦

同 武井祐生

同 寺田明弘

被告神戸製鋼所は、本準備書面において、先行事件における原告らの令和7年12月20日付第8準備書面（以下「原告ら第8準備書面」という。）に対して、必要と認める範囲で反論を行う。

また、原告らからは、同年8月29日付第6準備書面（以下「原告ら第6準備書面」という。）及び同年9月8日付第7準備書面（以下「原告ら第7準備書面」という。）も提出されているが、原告ら第6準備書面は、既に被告神戸製鋼

所が提出した準備書面において反論したところが当てはまるうえ、原告ら第7準備書面についても、ICJ 勧告的意見（後述の「第1」の項で定義する。）を紹介するに留まり、実質的な主張内容は、原告ら第8準備書面の域を出るものではないため、本準備書面のほかに反論の要を見るものではない。

なお、特に注記しない限り、被告神戸製鋼所が従前提出した主張書面において用いた略語は、本準備書面においても同一の意味内容を有するものとして使用する。

目 次

第 1	はじめに（原告ら第 8 準備書面における原告らの主張が失当であること）	4
第 2	気候変動による影響について（原告ら第 8 準備書面「第 2」の項）	5
第 3	ICJ 勧告的意見について（原告ら第 8 準備書面「第 3」の項）	6
1	はじめに	6
2	ICJ 勧告的意見は国家及び企業を直接拘束し、義務を課すものでないこと	6
3	ICJ 勧告的意見で述べられた内容は、そのまま日本法に基づく法律関係に通用するものでないこと	7
第 4	被告らは気候変動に関する義務を負っていないこと（原告ら第 8 準備書面「第 4」の項）	8
1	ICJ 勧告的意見及び外国の裁判例等が原告ら主張の根拠とならないこと	8
2	「国連ビジネスと人権指導原則」も企業を直接拘束し、義務を課すものではないこと	9
3	<i>erga omnes</i> の義務に関する原告らの解釈が誤りであること	9
4	電力セクターの事業者の削減義務の水準に関する主張について	10
5	小括	10
第 5	原告らの反論への再反論（原告ら第 8 準備書面「第 5」の項）	10
1	被告ら火力発電事業者の排出削減義務に関する原告らの主張について	10
2	不法行為に基づく差止請求が認められないこと	11
3	原告らの権利利益の内容及び侵害の蓋然性について	11
4	CO ₂ の性質に関する反論について	12
5	排出削減請求が司法判断に馴染むとの主張について	12
第 6	小括	13
第 7	求釈明に対する回答	13

第1 はじめに(原告ら第8準備書面における原告らの主張が失当であること)

原告らは、原告ら第8準備書面において、気候変動によって生じうる影響に関する従前の主張を繰り返したうえで(同「第2」の項(7頁～29頁))、国際司法裁判所(以下「ICJ」という。)の勧告的意見(甲A第26号証の1及び2。以下「ICJ勧告的意見」という。)について縷々自説を述べ、ICJ勧告的意見に基づいて各国家に厳格な注意義務が生じると主張し(同「第3」の項(30頁～54頁))、さらには、当該国家の義務が、民法第709条の注意義務の解釈を通じて、被告らにも適用され、被告らは、IPCCの示す削減経路に基づくCO₂排出削減を実現すべき法的義務を負っているとの独自論を展開するとともに(同「第4」の項(55頁～75頁))、被告らに当該義務違反があることを前提として、因果関係を含む民法第709条の要件を満たすため、原告らによる同条に基づく差止請求が認められると主張するようである(同「第5」の項(75頁～96頁))。

すなわち、原告らの主張は、ICJ勧告的意見(及び海外の裁判例等)に全面的に依拠したうえで、ICJ勧告的意見が、あたかも本件訴訟の当事者である原告ら及び被告らの私人間の法律関係において、被告らを拘束し、被告らに対する法的義務を構成するものであるかのように述べ、被告らの不法行為責任を基礎づける旨主張しようとするものといえる。

しかるに、後述するとおり、原告らが主張するICJ勧告的意見が、本件訴訟において問題となっている原告ら及び被告らの私人間において、拘束力ある法的義務を構成するものではあり得ず、また、原告らが摘示する海外の裁判例等が、本件における先例的意義を有するものでもないことは明白であって、これらに依拠する原告らの主張は失当との誹りを免れるものではない。

さらに、原告らが主張するICJ勧告的意見や海外の裁判例等が、本件訴訟において問題になっている我が国の民法第709条に基づく差止請求の可否や因果関係等の論点に関する解を導く理由にならないこともまた当然である。

以上のとおり、いずれにせよ原告ら第8準備書面における主張が、原告らの請求を基礎づけるものでないことは明らかであり、以下では、必要と認め

る範囲で原告らの主張が当を得ない旨を指摘する。

第2 気候変動による影響について（原告ら第8準備書面「第2」の項）

- 1 原告ら第8準備書面「第2」の項における原告らの主張の法的位置づけは必ずしも明確ではないが、原告らの主張は、地球全体の温暖化によって熱中症のリスクが高まり、熱帯夜による睡眠障害が生じうるという抽象論かつ一般論に終始している。

かかる原告らの主張が、仮に、ICJ 勧告的意見の背景事情を述べるものであるとすれば、後述するとおり、ICJ 勧告的意見が被告らに対する拘束力ある法的義務を構成する根拠となりうるものではないため、そもそも本件訴訟において意味をなす主張とはいえない。

また、かかる原告らの主張が、仮に、被告らによる発電所の運営と原告らの主張する被害との因果関係の存在を述べるものであるとしても、これまで被告神戸製鋼所が繰り返し指摘してきたとおり、依然として、因果関係の主張立証に足りないことは言うまでもない。すなわち、差止請求の要件となる権利侵害発生の蓋然性（因果関係）が肯定されるためには、被告神戸製鋼所による（原告らの主張する削減目標を超えた）CO₂の排出と、原告ら個々人の権利の侵害が生じる蓋然性との間に連関が認められる必要があり、具体的には、被告らの将来の排出行為によってどの程度の気温上昇が生じるのか、かかる温度上昇が原告らの主張する原告らの権利をどのようにどの程度侵害するのかについて主張立証しなければならないが、原告らが主張する抽象論、一般論では、当該主張立証たり得ないことは明白である（被告神戸製鋼所準備書面(4)「第2」「3」の項（5頁～6頁））。

- 2 次に、原告らは、「医学的知見及び疫学的知見」の発展に伴い、「我が国を代表する発電事業者である被告らは…累積的な温室効果ガスの排出によって、気温上昇が加速することを認識し得べき立場にあった。そうである以上、上記健康被害の発生・深刻化等について、早期に、率先して取り組むべき地位にあった」などと主張したうえで、「国内外で大量の温室効果ガ

スの排出が続いている。」現状をもって、あたかも被告らが結果回避義務に違反しているかの如く主張を展開している（原告ら第8準備書面「第2」「5」の項（24頁～25頁））。

しかるに、原告らの主張を前提にするとしても、被告らによるCO₂の排出のみが地球規模における温暖化に寄与しているものではなく、また、被告らが「国内外」における大量の温室効果ガスの排出に対する責任を負うべき立場にないことも明白であり、明らかに論理が飛躍しているものというほかない。

- 3 以上より、本項における原告らの主張は、いずれも本訴訟における被告らの注意義務の内容又は因果関係の存在等に関する主張立証にとって意味をなさないものというほかない。

第3 ICJ 勧告的意見について（原告ら第8準備書面「第3」の項）

1 はじめに

原告らは、原告ら第8準備書面の全編にわたって、ICJ 勧告的意見に依拠して原告らの主張を展開しているが、もとより ICJ 勧告的意見は被告らに対して CO₂ 排出削減を直接義務付けたり、また被告らの原告らに対する不法行為の成否において指針となるものでもない。

また、原告らが引用している海外の裁判例等についても、本訴訟の争点との関係において参照すべき先例的価値がないことは論を俟たない。

以下、必要と認める範囲で簡潔に反論しておく。

2 ICJ 勧告的意見は国家及び企業を直接拘束し、義務を課すものでないこと

ICJ は、国際連合（以下「国連」という。）内に設置された司法機関であり、勧告的意見とは、正当な権限を与えられた国連の主要機関及び専門機関から諮問された法律問題について、ICJ が勧告的見地から与えた意見である。

そして、ICJ の勧告的意見は、諮問された特定の法律問題に関する ICJ の「意見」に過ぎないため、判決と異なり、それ自体に拘束力を有するものではなく、勧告的意見の内容を実施するか否かは、勧告的意見を求めた国連の機関もしくは専門機関が検討する問題である（丙 7）。

それゆえ、ICJ 勧告的意見は、日本を含む国連加盟国（国家）に対して直接法的拘束力をもって何らかの義務を課す（創設する）ような性質のものではなく、いわんや国連組織の加盟当事者（国家）でもない民間主体である企業を拘束し、直接義務を課す効力を有するものでもないことは自明のことである。

国際的な合意等に基づいて、各国家の私人たる企業が CO₂ の排出削減について法的義務を負担するのは、まず、条約その他国際法上国家を拘束する法源が制定され、かつ、当該法源に基づいて、各国が私人に対して具体的な排出削減義務等を課すための個別の立法をなした場合であるが、現時点において、そのような法律は存在しない。

しかるに、原告らの主張は、ICJ 勧告的意見の位置づけや、国際的合意等が私人を拘束する上記手順をいずれも無視して、ICJ 勧告的意見を根拠に、ICJ 勧告的意見の内容が国連加盟国を直接拘束し、勧告内に記載された義務を課すことを前提としたうえで、日本では、当該国家の義務が民法第 709 条の注意義務の解釈を通じて被告らにも適用されるとして、あたかも本件訴訟における私人間の紛争に ICJ 勧告的意見の内容をそのまま当てはめ、私人たる被告らが、私人である原告らとの関係で（日本法に基づく）不法行為責任を負い、CO₂ 排出行為の差止義務を負うとの結論を導こうとするものである。

かかる原告らの主張は、ICJ 勧告的意見について、そもそもの制度の枠組みを逸脱し、私人間の権利義務関係を規律する根拠として利用しようとするものであって、何ら法的根拠を伴わない主張であることは、多言を要するところではない。

3 ICJ 勧告的意見で述べられた内容は、そのまま日本法に基づく法律関係

に通用するものでないこと

原告らは、ICJ 勧告的意見において国家の義務の違反が「①損害の有無にかかわらず適用される、停止（中止）義務と再発防止義務を含む法的帰結」をもたらすと述べられていることに触れたうえで、「これらの国家の義務は、被告らにも当てはまり」、「①の義務の要件は、被告の義務違反の帰結に直接関係するものであって重要である」とか、「損害との因果関係は、国家の不作為責任を判断するための要件ではない。」などと独自の見解を述べている（原告ら第8準備書面「第3」「8」（50頁））。

しかるに、上記 ICJ 勧告的意見の内容は、あくまで国連加盟国である国家を対象としたものであり、上記記載が、私人間の権利義務（差止請求権）の判断に適用されるものでないことは言うまでもない（本件訴訟に引き直して言えば、上記記載が、民法第709条における不法行為の成立要件である損害の発生や損害と不法行為との因果関係を不要としたり、緩和等したりする根拠になり得るものではあり得ない。）。

原告らの主張は、ICJ 勧告的意見を金科玉条の如く万能のものと見立て、その法的効力や各国連加盟国内の法体系などを超越する存在であることを前提とするものであり、やはり失当というほかない。

第4 被告らは気候変動に関する義務を負っていないこと（原告ら第8準備書面「第4」の項）

1 ICJ 勧告的意見及び外国の裁判例等が原告ら主張の根拠とならないこと

原告らの主張する「ICJ 勧告的意見から導かれる重大損害防止義務」なるものが、国家に対する関係でも法的拘束力を有しないことは前述のとおりであるが、その点を措くとしても、原告らは、かかる義務が「水平効果から、民法709条の解釈に取り込まれる点でも、被告らが排出削減義務を負う根拠となる。」（原告ら第8準備書面「第4」「1」「(1)」の項（55頁））とか、民法709条における「注意義務の内容を形成するにあたっては、以下の要素が考慮されるべきである。」としたうえで、ICJ 勧告的意見や海外の裁判例等の判決の一部を引用している（同「第4」「1」「(3)」の項（59

頁))。

しかし、日本法上の不法行為における注意義務の内容を確定するにあたって、このように恣意的に抽出された外国裁判例等が取り立てて考慮されるべき理由はない。他国において一定の権利義務関係を肯定した事例があることをもって、日本でも同様に判断すべきというのは、各国の法制度の違い等を見逃した、あまりにも雑駁な議論であり、およそ根拠となり得るものではない。

2 「国連ビジネスと人権指導原則」も企業を直接拘束し、義務を課すものではないこと

原告らは、ICJ 勧告的意見の「現在の基準は拘束力のある規範だけでなく拘束力のない規範からも生じうる。」という文言を引用し、国連ビジネスと人権指導原則において企業に求められる内容が企業の義務の内容となるなどとも主張している。

しかし、ICJ 勧告的意見の当該記載は、あくまでも国家の義務について論じた段落における記述であり、各国連加盟国の私人たる企業について、そもそも法的拘束力のない国連ビジネスと人権指導原則が何らかの拘束力を有したり、義務を課したりする根拠となるなどとは、一切述べられておらず、原告らの主張は、ICJ 勧告的意見の論旨を明らかに曲解するものである。

3 *erga omnes* の義務に関する原告らの解釈が誤りであること

原告らは、「気候系および環境のその他の要素への人為的な温室効果ガス (GHG) 排出による被害を防止する義務、特に慣習国際法上の重大な越境的損害を防止する義務を含む国家の義務は、すべての人 (*erga omnes*) の義務である。」と和訳しているが、原文は”State’s obligations pertaining to the protection of the climate system and other parts of the environment from anthropogenic GHG emissions, in particular the obligation to prevent significant transboundary harm under customary international law, are obligations *erga omnes*.”とされているのみであり、「全ての人」の義務であるという訳出は

原文にはなく、ミスリーディングである。

“*erga omnes*”というラテン語は、「全ての者に対する(towards all / towards everyone)」という意味であり、この文脈では、ある国家(State)の義務が、特定の他の国家に対してではなく、他のあらゆる国家に対して対世効的に負担する義務であることが述べられているに留まり、国家の義務が国家を超えて企業・私人の義務でもあるなどと述べたものではない。

4 電力セクターの事業者の削減義務の水準に関する主張について

原告らは、IPCC 第6次評価報告書等を根拠として、被告らが2019年を基準として、2030年までに48%以上、2035年までに65%以上の削減を達成するための目標を設定し又は合理的な措置を講じる義務を負うとも主張している。

しかしながら、ICJ 勧告的意見のうち「現在の基準は拘束力のある規範だけでなく拘束力のない規範からも生じうる」という記載を援用している点を除いては、その大宗は原告らがこれまでに提出済み、かつ被告神戸製鋼所においても反論済みの主張と同様であり、また、ICJ 勧告的意見の上記記載についても、企業の義務について論じたものではないことは上述のとおりであるから、反論の要を見ない。

5 小括

以上のとおり、原告らの主張は、ICJ 勧告的意見について、自らに不利な記載には敢えて目を瞑り、原告らにとって都合の良い記載を恣意的かつ断片的に拾い上げて、あたかもICJ 勧告的意見が私人に義務を課すものであるかのように誤導するものであり、およそ首肯し得るものではない。

第5 原告らの反論への再反論（原告ら第8準備書面「第5」の項）

- 1 被告ら火力発電事業者の排出削減義務に関する原告らの主張について
被告神戸製鋼所が、原告らとの関係において、CO₂の排出削減義務（これ

を怠ることが原告らに対する不法行為を構成する根拠となる法的義務)を負っていないことはこれまで繰り返し述べたとおりであり、また、ICJ 勧告的意見がその根拠とならないことも前述のとおりであるため、さらなる反論の要を見ない。

2 不法行為に基づく差止請求が認められないこと

原告ら第8準備書面「第5」「3」の項(77頁～83頁)における原告らの主張も、その実質的な内容は従前の原告らの準備書面における主張と同様である。

ICJ 勧告的意見が国家の義務についていかなる記述をしていたとしても、それが直ちに、各国家内における私人間の不法行為に基づく差止請求権の存在を肯定する理由となり得ないことは前述のとおりである。

3 原告らの権利利益の内容及び侵害の蓋然性について

原告らは、原告ら第8準備書面においても、その主張する被侵害権利として、「気候変動による生命・身体・健康に対する被害を中心とする。」(「第5」「3」「(4)」(80頁))と述べているが、結局のところ、差止の前提となる原告らの権利が何であるのか、依然として不明瞭である。

なお、原告らの生命・身体・健康を被侵害権利として捉えた場合に、被告神戸製鋼所の行為とかかる権利の侵害との間に因果関係(侵害の蓋然性)が認められないこと、原告らが挙げる利益のうち、生命・身体等を除く利益については、差止請求の根拠として認められる法的権利利益に該当しないこと等は、被告神戸製鋼所準備書面(1)において述べたとおりである。

なお、原告らは、「危険な気候変動から保護される権利」が国際法上の人権として成立したと主張するが、そもそも「国際法上の人権」なるものの日本法の下における法的位置づけや意義自体が曖昧であるうえ、日本の法制度の下でいかなる法的効力を有するのかも一切不明というほかない。つまるところ、原告らの主張の内実は、ICJ 勧告的意見を拠り所として、いわゆる「環境権」に基づく主張を正当化しようとするものにほかならないのである。

また、原告らは、因果関係についても主張を行っているが（「第5」「5」の項（86頁～91頁））、海外の裁判例等を引用し独自の理論を展開しているにとどまり、改めての反論の要を見るものではない。

4 CO₂の性質に関する反論について

原告らは、原告ら第8準備書面「第5」「6」の項（91頁～93頁）において、被告神戸製鋼所がCO₂は有害物質でないことを理由としてその排出行為の違法性を否定していると解釈したうえ、それを前提に反論しているが、被告神戸製鋼所はそのような主張はしておらず、上記反論は前提を見誤るものである。

原告らの引用する被告神戸製鋼所準備書面(4)において被告神戸製鋼所が主張しているのは、原告らが有害物質の排出に関する裁判例等を引用して民法第719条第1項後段の類推適用を認めるべきであると主張していたことに対して、それらの裁判例等の射程及び同行後段の趣旨はCO₂排出の場面には妥当しないということであって、CO₂が有害物質ではないことのみを根拠にその排出行為の違法性を否定しているものではない。

5 排出削減請求が司法判断に馴染むとの主張について

原告らは、本件のような環境問題についても、「政策決定の領域と権利侵害の救済の領域」とに分け、後者については、権利・法益侵害の有無の判断と構成することで、「司法の本来的役割」であると反論する（原告ら第8準備書面「第5」「7」「(2)」の項（94頁））。

しかしながら、とりわけCO₂という、それ自体が有害ではなく、あらゆる経済活動、さらには生命活動にも伴って排出される物質について、いかなる行為について、いかなる水準を超える排出行為を規制すべきかの判断は、高度に政治的な判断を要し、本来的に裁判所の判断に馴染むものではないことは明白である。

結局、CO₂排出量の削減という全世界的な課題の解決には、国家レベルでの包括的かつ強制力を持った規制によって実現されるほかになく、それを待たずして司法による個別的解決を図るということは、その性質上、不適切

と言わざるを得ない。

第6 小括

以上のとおり、原告らの主張は、ICJ 勧告的意見や従来から主張している海外の裁判例等に全面的に依拠したうえで、自らの主張の根拠としようとするものであるが、いずれも本件訴訟における訴訟要件及び要件事実の存在等を基礎づけるものではあり得ず、これらに依拠した主張は総じて失当である。

第7 求釈明に対する回答

原告らは、原告ら第8準備書面「第5」「5」「(2)」の項(87頁)において、世界全体に占める被告神戸製鋼所のCO₂排出量の割合の計算根拠を明らかにするよう求めているが、被告神戸製鋼所準備書面(1)「第3」「3」「(4)及び脚注2(12頁)において既に説明済みである旨、念のため付言する。

以 上